

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護または要支援状態にある方に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することにより要介護または要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域等

事業所名	短期入所生活介護事業所 ふじの木
指定番号	3470207485
所在地	広島市佐伯区藤の木157-21
管理者の氏名	尾形 昌克
電話番号	082-929-6033
FAX番号	082-929-6023
通常の送迎の実施地域	広島市佐伯区

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
医師	健康管理及び療養上の指導		1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	2名		2名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名		2名
介護職員	介護業務	10名	4名	14名
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等		1名	1名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名 (兼務)		1名 (兼務)

(3) 設備の概要

定員 36名

○ 居室

4人部屋 8室

個人部屋 4室

○ 食堂 1室

利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

- 浴室 1室
浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。
- 洗面所及び便所 4室
必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。
- 機能訓練室 1室
利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
- その他の設備
設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室・介護職員室等を設けます。

(4) 第三者評価

第三者評価実施の有無 有 無

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

① (介護予防) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成した際は当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は 清拭となる場合があります。

④ 介護

(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。

(2) その他サービス

① レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等を目的とした行事を行います。

4 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護報酬告示額

ア 基本料金 (1日当たり)

《 個 室 ・ 多 床 室 》

介護区分	基本単位数	介護報酬 (利用料)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	479 単位	5,813 円	582 円	1,163 円	1,744 円
要支援2	596 単位	7,216 円	722 円	1,444 円	2,165 円
要介護1	645 単位	7,807 円	781 円	1,562 円	2,343 円
要介護2	715 単位	8,640 円	864 円	1,728 円	2,592 円
要介護3	787 単位	9,505 円	951 円	1,901 円	2,852 円
要介護4	856 単位	10,328 円	1,033 円	2,066 円	3,099 円
要介護5	926 単位	11,172 円	1,118 円	2,235 円	3,352 円

※上記金額には、下記の短期生活サービス提供体制加算、介護職員処遇改善等が含まれています。

実際のご利用に対する利用料算出には複数の端数処理が必要となりますので、おおよその目安としてください。

イ 加算料金等

- ① 短期入所生活介護送迎加算 片道につき 184 単位 約 221 円
- ② サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位
- ③ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 13.6 %

※ 介護報酬告示額に、5級地地域加算（1単位=10.55円）をかけて計算した金額です。1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）が利用者負担金額となり、9割（一定以上の所得のある方は8割または7割）が介護保険から給付されます。

(2) その他の費用

ア 食事の提供に要する費用

基本料金 1日当たり 1,800円です。

※ 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など（1）に定める通常の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

イ 滞在に要する費用

基本料金入所・退所の時間にかかわりなく 1 日当たり 個室 1,500円
多床室 915円

負担限度額	食費	居住費（多床室）	居住費（個室）
第1段階	300円	0円	380円
第2段階	600円	430円	480円
第3段階 ①	1,000円	430円	880円
第3段階 ②	1,300円	430円	880円
第4段階	1,800円	915円	1,500円

ウ 送迎費用

通常の送迎の実施地域を越えた地点から、1km当たり 50円

エ その他

①テレビのレンタル料 1日につき100円

②理美容代 実費

③キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料

利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む） 全額

5 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、**体調の変化**があった際には事業所の従業者にご連絡願います。
- (2) 利用者は、事業者内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- (3) 事業所内での**金銭及び食物等のやりとり**は、ご遠慮ください。
- (4) **食品（生もの）の持ち込み**は、ご遠慮ください。
- (5) 従業者に対する**贈物や飲食のもてなし**は、お受けできません。
- (6) 面会者は、面会簿への記入をお願いします。原則、面会時間は9：00～19：00までとします（17:30以降は2階出入口をご利用願います）。
- (7) 施設内の居室、設備、器具を故意又は重大な過失により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
- (8) **金銭貴重品**の管理はいたしかねますので持参しないようにお願いします。また、紛失等されてもその責任は負えません。
- (9) 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断したときは、用期間中でもサービスを中止できます。
- (10) 利用者が、従業者及び他の利用者に対し**重大な迷惑行為**があった場合、事業者は利用期間中であっても、サービスを中止できます。
- (11) 施設への**お酒類の持ち込み及び秩序を乱す行為**があった場合は退所していただくことがあります。

6 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え業務継続計画を策定し、必要な設備を備え、他施設及び地域との連携を図るとともに定期的に職員教員を実施します。また、消防計画を作成し、消防計画に基づき年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業者は、感染対策委員会を設置し、同委員会の定期的に開催し、感染症に係る指針整備、年2回の研修実施、年1回の訓練実施により感染症の予防及びまん延防止を図ります。

8 口腔衛生管理のための対策

事業者は、利用者の口腔の健康維持を図り自立した日常生活を継続できるよう、職員に対し、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より口腔衛生に係る技術的な助言及び指導を定期的に受け、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を図ります。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12 虐待防止のための対策及び身体拘束の禁止

事業者は、虐待防止検討委員会を設置し、同委員会の定期的な開催し、虐待防止に係る指針整備、年2回の研修実施により虐待の防止及び再発の防止を図ります。

身体拘束については、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 名前 吉田 秀和 (役職) 生活相談員
名前 高原 浩子 (役職) 生活相談員

ご利用時間 月～土曜日 8時 30分～ 17時 30分

ご利用方法 電話 082-929-6033

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

広島市佐伯区厚生部福祉課高齢介護係
住所 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号

電話番号 082-943-9730 FAX番号 082-923-1611

受付時間 8時30分～17時15分 (土日、祝日を除く)

広島県国民健康保険団体連合会介護福祉課
住所 広島市中区東白島町19-49 国保会館
電話番号 082-554-0782 FAX番号 082-511-9126
受付時間 8時30分～17時30分 (土日、祝日を除く)

14 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 広島市佐伯区藤の木157-21
事業者名 短期入所生活介護事業所 ふじの木
(指定番号 3470207485)

管理者名 尾形昌克 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意し受領しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印 (続柄)